表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律第３条第１項
に基づく所有者等の探索の対象となる地域について（令和７年度）

登　記　所　名	所有者等の探索の対象となる地域
本　　局	新潟市西蒲区五ケ浜
長　岡　支　局	見附市小栗山町
長　岡　支　局	見附市神保町
三　条　支　局	燕市国上
三　条　支　局	燕市太田
三　条　支　局	燕市長辰
上　越　支　局	上越市二本木
上　越　支　局	妙高市田町二丁目
佐　渡　支　局	佐渡市吾潟
以　下　余　白	